

危険物保安監督者



業務内容

★★★★★ check

危険物保安監督者は、次の業務を扱います。

- ① 危険物取扱作業場所での**作業者に対して**、貯蔵又は取扱いに関する**技術上の基準、予防規程等に定める保安基準に適合するように必要な指示**を与えます。
- ② 火災等災害発生時に作業者を指揮して**応急措置を講ずること**及び直ちに**消防機関等へ連絡**を行います。
- ③ 危険物施設保安員を置く製造所等にあつては、**危険物施設保安員へ必要な指示**をし、危険物施設保安員を置かない製造所等にあつては、法令で定める業務を行います。
- ④ 火災等の災害防止のため隣接製造所等その他関連する**施設の関係者との連絡**を保ちます。
- ⑤ ①～④のほか、危険物取扱作業の保安に関し必要な監督業務を行います。

資格

★★★★★ check

危険物保安監督者になるためには以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- ① **甲種又は乙種危険物取扱者**
- ② 6カ月以上の実務経験

なお、乙種危険物取扱者は免状に指定された類の危険物のみ保安の監督ができます。

選任義務・届出義務

★★★★★ check

一定の製造所等の所有者等は、危険物の取扱作業に関し、保安の監督をさせるため危険物保安監督者を定めなければなりません。危険物保安監督者の選任・解任時には、製造所等の所有者等は、遅滞なく市町村長等にその旨を届け出る義務があります。

対象となる製造所等

以下の製造所等は**危険物の品名・指定数量の倍数にかかわらず**、危険物保安監督者を定めなければなりません。

- ① 製造所
- ② 屋外タンク貯蔵所
- ③ 給油取扱所
- ④ 移送取扱所
- ⑤ 一般取扱所

上記①～⑤の製造所等以外では、選任の要否が細かく定められていますので、要件に該当する場合は、危険物保安監督者を定めなければなりません。

例 指定数量の30倍を超える屋外貯蔵所

ただし、**移動タンク貯蔵所**は、危険物保安監督者を定める必要はありません。

